

「人として生きる」

参加費
無料
申込み不要

～ハンセン病回復者の社会的援護にどう関わり、どう取組むか～

講演・ビデオ上映

1907年、ハンセン病患者の隔離、収容を目的とする法律第11号「ライ予防二関スル件」が制定され、約90年の月日を経て1996年「らい予防法」が廃止されました。その後2009年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称「ハンセン病問題基本法」）が施行され、ハンセン病問題の解決に向けての一步が踏み出されました。しかしながら、平均年齢80歳を超えたハンセン病療養所入所者の方々は、現在も様々な障壁によって、社会復帰への実現が叶えられていません。また、療養所を退所された方々も無理解や偏見、差別の中で困難な生活を強いられています。

今回の講演会では、ハンセン病回復者の方と支援コーディネーターをお招きし、ハンセン病回復者の社会的援護に私たちがどう関わり、どう取組むべきかを皆さんと一緒に考えたいと思います。

日 時 2010年6月6日(日)
15:30～17:00(開場15:00)

講演者
ハンセン病回復者
ハンセン病回復者支援センター
コーディネーター 富田 めぐみ 氏
(社会福祉法人大阪府総合福祉協会
大阪府福祉人権推進センター)

場所
立命館大学衣笠キャンパス
末川会館
会場までのアクセス：
<http://www.ritsumeikai.ac.jp/hcd2010/map/index.html>



『療養所の中で
ハンセン病問題を
風化させないために』

墮胎を強要され、わが子が手足をぶるぶる震わせて死にゆく姿が忘れられないという85歳の女性。もし、子どもがいたら現在の生活はどうなっていたらと言うもうひとりの女性は、毎日、夫の入室している病棟へ食事介助へ出かけます。現在の療養所はおだやかで、ゆっくりと時は流れています。そんな療養所生活を支えている医療や福祉サービスの実態から、残された課題は何かを問います。

立命館大学大学院応用人間科学研究科 校友会企画

主催：立命館大学ホームカミングデー <http://www.ritsumeikai.ac.jp/hcd2010/index.html>